



資料集

1. 秋田市実行委員会会則

2. ねんりんピック秋田2017における推進体制

3. 秋田市実行委員会事務局規程

4. 秋田市実行委員会名簿

5. 秋田市実施本部設置要綱

1. 秋田市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ねんりんピック秋田2017秋田市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第30回全国健康福祉祭あきた大会(ねんりんピック秋田2017)において、秋田市で開催される交流大会等(以下「大会等」という。)の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 大会等の企画および運営に関すること。
- (3) 関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織等

(構成および委員)

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって構成する。
2 委員および監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
(1) 大会等の開催に関係する機関又は団体に属する役職者
(2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 7名以内
 - (3) 常任委員 30名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、秋田市長をもって充てる。
3 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
4 監事は、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第1項に掲げる委員および監事(以下「委員および監事」という。)が、就任時の機関又は団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情により、委員および監事から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬)

第8条 委員および監事は、無報酬とする。

(参与)

第9条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が求める事項について助言を行う。

4 参与の任期等は、前2条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長、委員および監事をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) 常任委員会へ委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。

この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

1. 秋田市実行委員会会則

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長および副委員長は、会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長および副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した常任委員がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、総会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
- 7 常任委員の任期は、第7条の規定を準用する。
- 8 常任委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会又は常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないと認められるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の決議によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第19条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、秋田市に帰属するものとする。

第8章 補則

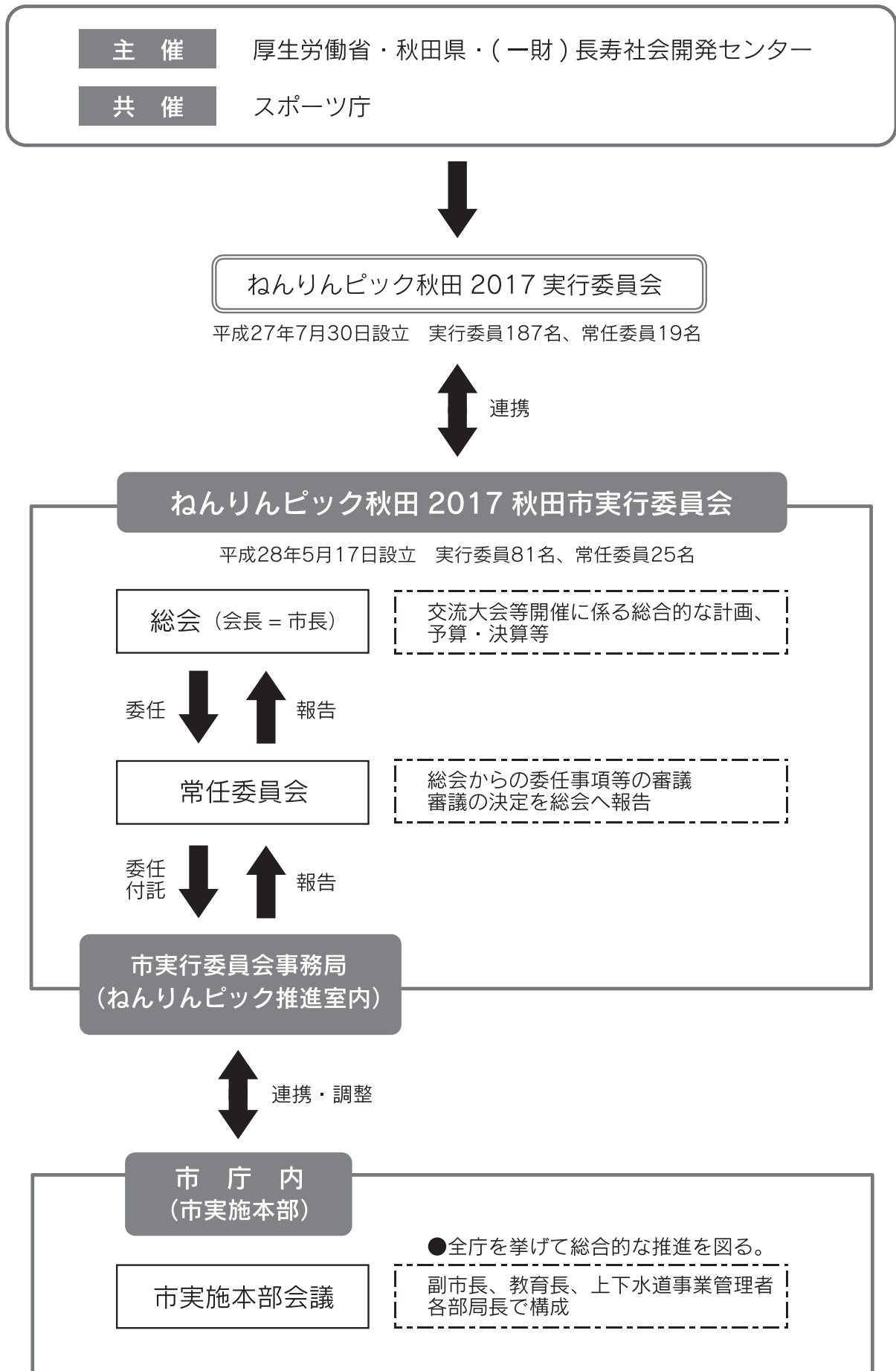
(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成28年5月17日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成29年3月31日までとする。

2. ねんりんピック秋田2017における推進体制



テニス

ゴルフ

弓道

水泳

サッカー

太極拳

ダンススポーツ

報告書

資料集

3. 秋田市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピック秋田2017秋田市実行委員会会則（平成28年5月17日施行）（以下「会則」という。）第14条第2項の規定に基づき、ねんりんピック秋田2017秋田市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、秋田市福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室内に置く。

(事務分掌)

第3条 事務局の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長および事務局員を置く。

2 事務局長は、秋田市福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室長をもって充てる。

3 事務局次長は、秋田市福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室副参事をもって充てる。

4 事務局員は、秋田市福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室職員をもって充てる。

5 前3項に掲げる職員のほか、必要に応じ、事務局に嘱託職員および臨時職員（以下「嘱託職員等」という。）を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、ねんりんピック秋田2017秋田市実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の職務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、事務局長又は事務局次長の命を受け、担当事務を処理する。

4 嘱託職員等は、前3項に掲げる職員の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

(服務)

第6条 嘱託職員等の服務については、秋田市の例による。

3. 秋田市実行委員会事務局規程

第3章 事務の決裁

(専決)

第7条 事務局長は、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)第2条第16号に規定する課長の例により、専決することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、別表第3に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表に定める者が代決することができる。

- 2 前項の規定により代決した事項については、速やかに専決権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例もしくは軽易なものについては、この限りではない。

第4章 文書および公印

(文書)

第9条 文書には、「ね秋実」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。

- 2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。
 - (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
 - (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- 3 会則第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を秋田市へ引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、秋田市文書取扱規程(平成26年秋田市訓令第2号)の例による。

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法および書体は、別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理は、事務局次長が行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の例による。

第5章 旅費

(旅費および費用弁償)

- 第11条 事務局職員の旅費の額およびその支給方法については、秋田市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第5号)の例による。
- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額およびその支給方法については、秋田市職員等の旅費に関する条例の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

第6章 財務および会計

(予算)

- 第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度毎に予算を編成するものとする。
- 2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

- 第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。
- 2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

- 第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。
- 2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

- 第15条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

- 第16条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、秋田市の例による。

第7章 補則

(委任)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年5月17日から施行する。

3. 秋田市実行委員会事務局規程

別表第1(第3条関係)

組 織	事 務 分 掌
ねんりんピック秋田 2017秋田市 実行委員会事務局	1 総会および常任委員会に関すること。 2 庶務に関すること。 3 事務局の組織および予算、決算その他の財務に関すること。 4 広報活動に関すること。 5 関係機関および競技団体との連絡調整に関すること。 6 その他実行委員会の運営に関すること。

別表第2(第7条関係)

事 項	事 務 局 長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	やや重要なもの
(2) 嘱託職員等の任免に関すること。	○
(3) 嘱託職員等の服務に関すること。	○
(4) 事務の分担に関すること。	○
(5) 出張命令に関すること。	事務局職員、嘱託職員、臨時職員等
(6) 工事又は製造の請負に関すること。	1件の設計金額が2,000万円未満のもの
(7) 物品の購入、賃貸借、修理および業務委託に関すること。	1件の支出予定額又は設計金額が200万円未満のもの
(8) 前2号以外の契約等に関すること。	軽易なもの
(9) 予算の流用に関すること。	1件の金額が100万円未満のもの
(10) 予備費の充当に関すること。	○

別表第3(第8条関係)

専決権者	代 決 者
事務局長	事務局次長

別表第4(第10条関係)

公印の名称	形 状	寸 法	書 体
ねんりんピック秋田2017 秋田市実行委員会会長印	正方形	24ミリメートル	てん書
ねんりんピック秋田2017 秋田市実行委員会事務局長印	正方形	24ミリメートル	てん書

4. 秋田市実行委員会名簿

No.	実行委員会	分野	組織名称	役職	氏名	常任委員会
1	会長	主催者	秋田市	市長	穂積 志	
2	副会長	市議会 (2名)	秋田市議会	議長	小林 一夫	
3			秋田市議会	副議長	花田 清美	
4		競技主管団体・ スポーツ関係 (8名)	秋田県テニス協会	会長	長井 健	委員
5			秋田県ゴルフ連盟	理事長	東海林明夫	委員
6			秋田県弓道連盟	会長	渡辺 鐵哉	委員
7			秋田県水泳連盟	会長	津谷 永光	委員
8			一般社団法人秋田県サッカー協会	会長	熊谷 明夫	委員
9			秋田県武術太極拳連盟	会長	金田 勝年	委員
10			秋田県ダンススポーツ連盟	会長	徳山 茂	委員
11			一般財団法人秋田市体育協会	会長	伊藤 護朗	
12	会場管理者 (3名)		一般財団法人秋田県総合公社	理事長	東海林文和	委員
13			秋田観光開発株式会社秋田カントリー倶楽部	代表取締役社長	山中 寛	委員
14			秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課	課長	佐々木 亨	委員
15	医療・衛生関係 (7名)		一般社団法人秋田市医師会	会長	松岡 一志	委員
16			一般社団法人秋田市歯科医師会	会長	佐々木嘉一	
17			一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部	支部長	石場加奈栄	
18			公益社団法人秋田県看護協会秋田臨海地区支部	支部長	成田 睦子	
19			公益社団法人秋田県理学療法士会	会長	菅原 慶勇	
20			公益社団法人秋田県柔道整復師会	会長	佐藤 環	
21			日本赤十字社秋田県支部	支部長	佐竹 敬久	
22	観光・飲食・ 物産関係 (7名)		公益財団法人秋田観光コンベンション協会	理事長	三浦 廣巳	委員
23			秋田市飲食店組合環同連合会	会長	鈴木 清	
24			秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部	支部長	松村 讓裕	
25			秋田食品衛生協会	副会長	堀井 洋子	
26			秋田市商店街連盟	会長	佐藤 政則	
27			協同組合秋田市民市場	理事長	進藤 政弘	
28			新あきた農業協同組合	代表理事組合長	京極 芳郎	
29	副会長	商工・経済関係 (8名)	秋田商工会議所	会頭	三浦 廣巳	委員
30			河辺雄和商工会	会長	木村 友勝	
31			秋田県中小企業団体中央会	会長	藤澤 正義	
32			公益社団法人秋田青年会議所	理事長	丸野内真理子	
33			株式会社秋田銀行	取締役頭取	新谷 明弘	
34			株式会社北都銀行	代表取締役頭取	斉藤 永吉	
35			秋田信用金庫	理事長	平野 敬悦	
36			秋田県信用組合	理事長	北林 貞男	
37	輸送・交通・ 通信関係 (4名)		一般社団法人秋田県ハイヤー協会秋田支部	事務局長	森合 久男	
38			秋田中央交通株式会社	代表取締役社長	渡邊 綱平	委員
39			東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	支社長	菊地 正	
40			秋田空港ターミナルビル株式会社	代表取締役社長	山田 芳浩	

4. 秋田市実行委員会名簿

No.	実行委員会	分野	組織名称	役職	氏名	常任委員会
41	副会長	市民団体関係 (5名)	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	会長	野口 良孝	副委員長
42			秋田市民生児童委員協議会	会長	土肥 良三	
43	副会長		秋田市老人クラブ連合会	会長	佐藤 昭一	副委員長
44			一般社団法人秋田市文化団体連盟	会長	寺田美恵子	
45			秋田市連合婦人会	会長	高橋 キン	
46		警察 (3名)	秋田中央警察署	署長	渡部 隆英	
47			秋田臨港警察署	署長	泉 浩毅	
48			秋田東警察署	署長	伊藤 卓哉	
49		教育・保育関係 (8名)	秋田市小学校長会	会長	平塚 和博	
50			秋田市中学校長会	会長	佐藤 淳	
51			秋田市PTA連合会	会長	吉村 昌之	
52			秋田市立秋田商業高等学校	校長	佐藤 武	
53			秋田市立御所野学院高等学校	校長	船木 文子	
54			公立大学法人秋田公立美術大学	理事長兼学長	霜鳥 秋則	
55			秋田市保育協議会	会長	澤口 勇人	
56			秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	渡辺 丈夫	
57	参 与	報道関係 (7名)	株式会社秋田魁新報社	代表取締役社長	小笠原直樹	
58	参 与		日本放送協会秋田放送局	局長	涌井 良介	
59	参 与		株式会社秋田放送	代表取締役社長	立田 聡	
60	参 与		秋田テレビ株式会社	代表取締役社長	神成 俊行	
61	参 与		株式会社エフエム秋田	代表取締役社長	佐藤 誠一	
62	参 与		秋田朝日放送株式会社	代表取締役社長	桜井 元	
63	参 与		株式会社秋田ケーブルテレビ	代表取締役社長	松浦 隆一	
64	副会長	市行政 (16名)	秋田市	副市長	石井 周悦	
65	副会長		秋田市	副市長	鎌田 潔	委員長
66			秋田市教育委員会	教育長	佐藤 孝哉	
67			秋田市総務部	部長	工藤喜根男	委 員
68			秋田市企画財政部	部長	柿崎 武彦	委 員
69			秋田市観光文化スポーツ部	部長	秋山 尚子	委 員
70			秋田市市民生活部	部長	斎藤 徹	
71			秋田市福祉保健部	部長	辻 直文	委 員
72			秋田市保健所	所長	伊藤 千鶴	委 員
73			秋田市子ども未来部	部長	竹内真理子	
74			秋田市環境部	部長	中島 修	委 員
75			秋田市産業振興部	部長	本間 斗	委 員
76			秋田市建設部	部長	小野 智	
77			秋田市都市整備部	部長	平山 義尚	
78			秋田市上下水道局	上下水道事業管理者	高橋 洋樹	
79			秋田市消防本部	消防長	佐藤 好幸	委 員
80	監 事	監事 (2名)	秋田市	会計管理者	鈴木 忍	
81	監 事		秋田商工会議所	専務理事	相場 哲也	

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

5. 秋田市実施本部設置要綱

(設置)

第1条 第30回全国健康福祉祭あきた大会(ねんりんピック秋田2017)において、本市が主催する交流大会等の安全かつ円滑な運営を図るため、ねんりんピック秋田2017秋田市実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、統括部長、部長、副部長、班長、副班長、係長および係員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、石井副市長および鎌田副市長をもって充てる。

4 統括部長は、福祉保健部長をもって充てる。

5 別表第1の左欄に掲げる部長は、これに対応する同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

6 別表第2の左欄に掲げる部の副部長、中欄に掲げる班の班長および副班長ならびに同表右欄に掲げる係の係長および係員は、本市の職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。

(事務分掌)

第3条 実施本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 選手等の輸送に関すること。

(2) 交流大会会場の運営に関すること。

(3) 環境衛生および救護に関すること。

(4) 駐車場の案内および誘導に関すること。

(5) その他実施本部において必要と認める事項

2 実施本部の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の定める順位によりその職務を代理する。

3 統括部長は、実施本部に関する業務の統括(職員の動員に関することを含む。)および各部との連絡調整を行う。

4 部長は、担当する部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部長(副部長がない部にあつては、あらかじめ本部長が指名する班長とする。)は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 班長は、担当する班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5. 秋田市実施本部設置要綱

- 7 副班長(副班長がない班にあつては、あらかじめ本部長が指名する係長とする。)は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 係長は、担当する係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 係員は、上司の命を受け、係の事務に従事する。

(会議)

第5条 実施本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 次条第2項に規定する事務局長は、必要に応じて班長会議その他必要な会議を開催することができる。

(事務局)

第6条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置き、福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室が担当する。

- 2 事務局に事務局長を置き、福祉保健部福祉総務課ねんりんピック推進室長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 29 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

テニス交流大会会場部長	福祉保健部次長
ゴルフ交流大会会場部長	産業振興部長
弓道交流大会会場部長	環境部長
水泳交流大会会場部長	企画財政部長
サッカー交流大会会場部長	観光文化スポーツ部長
太極拳交流大会会場部長	保健所長
ダンススポーツ交流大会会場部長	総務部長
消防救急部長	消防長

別表第 2 (第 2 条関係)

交流大会 会場部	総務班	総務係、受付案内係、救護係、駐車場係、練習会場係
	競技式典班	競技会場係、式典表彰係、記録速報係
	会場おもてなし班	休憩所係、環境美化係、健康づくり教室係
	輸送班	輸送係
消防救急部	消防救急班	消防救急係

別表第3(第3条関係)

部	班	係	分掌事務
交流大会 会場部	総務班	総務係	<p>(1) 総務班、競技式典班および会場おもてなし班の事務の統括に関すること。</p> <p>(2) 本部事務局、各班等との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 競技役員および補助員の出勤状況の確認に関すること。</p> <p>(4) 大会役員および来賓への対応に関すること。</p> <p>(5) 視察員、報道員等の対応に関すること。</p> <p>(6) 補助員との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 運管用物品の調達および管理に関すること。</p> <p>(8) 公用車の管理に関すること。</p> <p>(9) タクシーチケットに関すること。</p> <p>(10) 緊急時の警察および消防への対応に関すること。</p> <p>(11) 遺失物および拾得物の取扱いに関すること。</p> <p>(12) 緊急呼び出し、迷子等の対応に関すること。</p> <p>(13) 売店等の管理に関すること。</p> <p>(14) 弁当リストの管理に関すること。</p> <p>(15) 弁当の引換えおよび回収に関すること。</p> <p>(16) 緊急時の他の係に属さない業務に関すること。</p>
		受付案内係	<p>(1) 大会役員、来賓、視察員、報道員等の受付および案内に関すること。</p> <p>(2) 競技案内に関すること。</p> <p>(3) 交通、宿舍および観光の案内に関すること。</p> <p>(4) 一般観覧者および障がい者への対応に関すること。</p>
		救護係	<p>(1) 各交流大会会場の救護所の設置および管理運営に関すること。</p> <p>(2) 医療資材、医薬品等の調達および管理ならびに医療廃棄物の処理に関すること。</p> <p>(3) 医師等の事務的補助に関すること。</p>
		駐車場係	<p>(1) 駐車場の案内および管理運営に関すること。</p> <p>(2) 警備員との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 交流大会会場の駐車場等の環境美化に関すること。</p>
		練習会場係	<p>(1) 各競技種目の練習会場における案内および管理運営に関すること。</p> <p>(2) 計画輸送バスの添乗員との連絡調整に関すること。</p>
	競技式典班	競技会場係	<p>(1) 交流大会会場の設営および管理運営に関すること。</p> <p>(2) 入場者数の把握に関すること。</p> <p>(3) 学校の児童、生徒、教師およびそれらの関係者による観戦に関すること。</p> <p>(4) 仮設物の管理に関すること。</p> <p>(5) 一般観覧者等の整理および誘導に関すること。</p>

5. 秋田市実施本部設置要綱

別表第3(第3条関係)

部	班	係	分掌事務
交流大会 会場部	競技式典班	競技会場係	(6) 交流大会会場内外の巡回警備および会場整理に関すること。 (7) 写真等撮影規制の管理ならびに案内および問い合わせ対応に関すること。 (8) 立入規制区域における警備に関すること。
		式典表彰係	(1) 式典全般の運営および進行管理に関すること。 (2) 式典会場の設営および撤去に関すること。 (3) 式典の参列者に関すること。 (4) 式典のアナウンサーおよびアシスタントに関すること。 (5) 手話通訳者等に関すること。 (6) 賞状筆耕に関すること。
		記録速報係	(1) 競技記録の集計および速報に関すること。 (2) 競技記録の掲示に関すること。 (3) 競技記録の関係機関および係への連絡調整に関すること。 (4) 競技記録用紙等の保管に関すること。
	会場 おもてなし班	休憩所係	(1) おもてなしコーナーおよび無料ドリンクコーナーの設置および管理運営に関すること。 (2) 飲料水等の検収および管理に関すること。
		環境美化係	(1) 各交流大会会場の清掃およびごみ箱の管理運営に関すること。 (2) ごみの分別および集積所への運搬に関すること。
		健康づくり 教室係	(1) 各交流大会会場における健康づくり教室の設置および管理運営に関すること。 (2) 各種測定機器の管理に関すること。
	輸送班	輸送係	(1) 計画輸送ならびにシャトルバスの乗降所における案内および誘導に関すること。 (2) 計画輸送に係る添乗に関すること。
消防救急部	消防救急班	消防救急係	(1) 消防等関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 交流大会開催期間中の事故および災害発生時の対応に関すること。 (3) 交流大会関連施設の消火および避難誘導に関すること。 (4) 交流大会関連施設の予防査察、消防用設備等の点検促進、指導その他の火災予防に関すること。 (5) 交流大会に関係する火災等の情報収集に関すること。 (6) 傷病者の搬送等救急救助に関すること。